

## 令和2年4月 自習室個席の指定について

法4号館1階～4階の自習室の個席は指定席制となっている。2020年4月1日から修了（もしくは退学・休学）までの指定席を別添のとおり学務委員会で指定したので、4月1日以降から、掲示および各個席に配布してある「自習室利用の手引き（改訂版）」を遵守の上、各自指定された個席の利用を開始すること。（私物の移動も4月1日以降にすること。）

なお、利用にあたって以下の点に留意されたい。

- ・個席の引出しの鍵（4階の場合はロッカーキー）の貸出を受けていない者は、以下の日程で配布するので、学生証・ガラス棟3階のロッカーキーを持った上で受け取りに来ること。
  - ▼4月3日（金）11:00～12:45 ガラス棟101教室
  - ▼4月6日（月）11:00～12:45 ガラス棟301教室※いずれの日程も都合がつかない者は、4月7日（火）以降に、大学院チーム窓口にて貸出を受けること。
- ・学生同士の合意の上で個席を交換した場合は、ガラス棟3階のロッカー・ロッカーキーも一緒に交換した上で、法科大学院学生向けホームページから様式をダウンロードし、大学院チーム窓口前のボックスに届け出ること。
- ・2020年度より休学者へは個席の指定は行わないこととなった。個席を指定されたものの、年度の途中で休学することとなった場合は、休学開始日の前日までに個席の清掃を行い、個席原状復帰届（HP掲載）と、個席の引出しの鍵（4階の場合はロッカーキー）を大学院チームに提出・返却すること。復学時に新たに個席の指定を行う。
- ・万一指定された個席に以前の利用者の私物が特段の表示も無しに残置されていた場合には、私物の置き捨てとみなし、新たに指定された者が撤去しても構わないこととするが、その場合は、法科大学院生向けホームページからダウンロードした「法科大学院自習室残置物撤去届」に必要事項を記入した上で教育支援室に申し出て指示に従うこと。申請する前に自身の判断で処分をしないこと。

なお、表示がある場合の扱いについては別に掲示した「自習室個席の清掃・原状復帰についてのQ&A」を参照すること。

2020年3月

法曹養成専攻長